

# 令和7年度愛媛県生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者 居住支援事業受託候補団体募集要領

## 1 定義

- (1) この要領において「生活困窮者」とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。
- (2) この要領において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。
  - ① 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業
  - ② 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（法第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業
  - ③ 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- (3) この要領において「生活困窮者居住支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

## 2 趣旨

愛媛県（以下「県」という。）は、一定の住居を持たない生活困窮者に対して、安心して過ごせる居場所及び衣食の提供及びその後の生活支援を行う生活困窮者居住支援事業を、自立支援の観点から総合相談を行う生活困窮者自立相談支援事業と一体的に行うことができる団体に委託して実施する。

この要領は、県から当該事業を受託する団体を企画提案方式により公募するために必要な事項を定めるものとする。

## 3 対象団体

### (1) 応募資格

応募することができる団体は、(2)に該当する団体を除く、県内に事業所を有し、県下全域を活動範囲とし、県内において1年以上活動している社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人及びその他県が認める法人格を有する民間団体とする。

### (2) 応募不適格事項

応募しようとする団体が次のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事項がある団体
- ② 県から指名停止の措置を受けている団体
- ③ 愛媛県税（個人県民税、地方消費税を除く。）及び地方法人特別税を滞納している

る団体

- ④ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている団体
- ⑥ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体

#### 4 事業内容

事業の内容については「愛媛県生活困窮者自立相談支援事業実施要領」及び「愛媛県居住支援事業実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおりであり、実施要領に規定のない事項については、その都度県と協議して定めることとする。

#### 5 事業実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 6 予算上限額

各事業における金額の予算上限額は以下のとおりとする。

- 生活困窮者自立相談支援事業 500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 生活困窮者居住支援事業 6,263,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 7 対象経費

別表「対象経費」のとおり

#### 8 受託候補団体の決定

県は、9の提出書類の内容等について、次の評価項目に基づいて審査し、受託候補団体を決定するものとし、審査結果は応募団体に文書で通知する。

なお、県は、審査の際に必要なに応じて説明及び追加資料を求めるほか、ヒアリングを実施する場合がある。

評 価 項 目	
1	事業目標の設定は適切か
2	実施事業に関して公平公正な活動体制の確保は可能か
3	事業計画における事業実施方法やスケジュールの設定は適切か
4	事業実施に必要な組織及び人員配置が確保されているか
5	事業計画に対し事業費の積算は適切か
6	個人情報管理や苦情対応が適切に行えるか
7	県内全域を対象とした事業展開体制の確保は可能か
8	事業の趣旨を理解し、実施団体としての適性はあるか（総合評価）

## 9 提出書類

提出書類は次のとおりとし、10の募集期限までに11の提出先に提出するものとする。

なお、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年愛媛県告示第192号）第2条に基づき、令和7年度において競争入札参加資格者として認められた団体は、⑦のオからクの書類の添付を省略することができる。

① 令和7年度愛媛県生活困窮者自立相談支援事業及び居住支援事業企画提案書（別紙1）

② 団体概要（別紙2）

③ 事業計画書（別紙3）

④ 収支予算書（別紙4）

⑤ 所要額内訳書（別紙4-1）

※ ④、⑤については「生活困窮者自立相談事業」「生活困窮者居住支援事業」の各事業別に作成してください。

⑥ 個人情報管理及び利用者からの苦情対応のために講ずる措置の概要（別紙5）

⑦ その他参考となる書類

ア 団体の定款、規約、会則等

イ 役員名簿

ウ （団体として）前年度活動報告書及び収支決算書

エ （当事業を除く）今年度事業計画及び収支予算書

オ 法人の登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。）

カ 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。）

キ 愛媛県税（個人県民税、地方消費税を除く。）及び地方法人特別税に滞納のない旨の証明書（提出日前1か月以内に発行されたもので、余白に「特別徴収済」のスタンプが押されたものに限る。）

ク 法人税、消費税及び地方消費税に滞納のない旨の証明書（提出日前1か月以内に発行されたものに限る。）

## 10 募集期限

令和7年3月21日(金) 午後5時まで(必着)

※持参又は郵送により提出。

## 11 提出先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課生活保護係

Tel 089-912-2385（係直通）

Fax 089-921-8004

E-mail hokenhukushi@pref.ehime.lg.jp

※本公募は、令和7年度愛媛県一般会計当初予算案が愛媛県議会の令和7年2月定例会において成立後、本事業を円滑に実施していただけるよう、便宜上、予算の成立に先立って行うものです。このため、本事業の実施は、県議会における予算の成立が前提となることに御留意願います。